

居住支援法人の指定申請に必要な書類

①原則として以下の書類が必要となります。 ②申請書類に不備がある場合は、受付ができません。 ③この書類も併せてご提出ください。

No	申請書類	様式	注意事項など	チェック欄 (申請者)	チェック欄 (行政)
1	居住支援法人指定申請書 法第60条第1項関係	様式第1号	・ 押印は不要です。 ・ 主に活動を予定している市町村は、最大3つまでとしてください。 ※ 計画(別紙1)作成の際は、「支援業務の実施に関する計画の記載について」を	☐ (必須)	☐ (必須)
	居住支援の実績(10件以上)がわかるもの 法第60条第2項第3号、共管省令第41条第2項第5号関係	任意の様式	・ 対応時期(年月)、相談者の属性、支援内容、支援の結果がわかるものをご提出ください。 ・ 相談を受けた際のヒアリングシート等の写しをご提出いただく場合は、氏名等	☐ (必須)	☐ (必須)
2	法人の定款 法第60条第2項第3号、共管省令第41条第2項第1号関係	各法人で作成しているもの	・ 法人の定款をご提出ください。 ※ 特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人以外で、住宅確保要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社については、定款の目的欄で、居住支援事業を行っていることを確認させていただきます。	☐ (必須)	☐ (必須)
	法人の登記事項証明書 法第60条第2項第3号、共管省令第41条第2項第1号関係	提出不要 ※注意事項あり	※ これまで提出を求めていた「登記事項証明書」については、本府にて、法務省が提供する「登記情報連携システム」で確認しますので、提出不要です。 ※ ただし、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人以外で、住宅確保要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社については、登記事項証明書の目的欄で、居住支援事業を行っていることが確認できない場合は、修正を求めることがありますので、ご了承ください。	☐ 確認 しました	☐ 要修正 ☐ 修正不要
3	申請の日の属する事業年度の前事業年度における「財産目録」及び「貸借対照表」 法第60条第2項第2号、共管省令第41条第1項関係	各法人で作成しているもの	・ 申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における「財産目録」が必要です。	☐ (必須)	☐ (必須)
5	支援業務に関する基準についての誓約書 法第60条第2項第3号、共管省令第41条第2項第2号関係	様式第2号	・ 誓約内容をご確認いただき、法人として意思決定の上、ご提出ください。	☐ (必須)	☐ (必須)
6	役員の氏名及び略歴を記載した書類 法第60条第2項第3号、共管省令第41条第2項第3号関係	任意の様式	・ 最終学歴から現職までの略歴を記載してください。	☐ (必須)	☐ (必須)
7	現に行っている業務の概要を記載した書類 法第60条第2項第3号、共管省令第41条第2項第4号関係	任意の様式	1. パンフレットやホームページの写しなど	☐ (必須)	☐ (必須)
			2. 住宅確保要配慮者向けのチラシ	☐ (必須)	☐ (必須)
家賃債務保証業務を行う場合は以下の書類もご提出ください。					
9	債務保証業務委託認可申請書 法第63条第1項関係	様式第15号		☐ (該当する場合)	☐ (該当する場合)
10	債務保証業務規程認可申請書 法第64条第1項関係	様式第17号		☐ (必須)	☐ (必須)
11	家賃債務保証業者登録規程(平成29年国土交通省告示第898号)による登録を受けた家賃債務保証業者であることを証する書類	国土交通大臣通知の写し		☐ (必須)	☐ (必須)
12	法第64条第2項(単管省令第30条第1号)に定める事項を記載した債務保証業務規程 法第64条第1項関係	様式第17号 (別紙1)	【記載する事項】 1. 被保証人の資格 2. 保証の範囲 3. 保証の金額の合計額の最高限度 4. 一被保証人についての保証の金額の最高限度 5. 保証契約等の締結及び変更に関する事項 6. 保証委託料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項 7. 保証債務の弁済に関する事項 8. 求償権の行使方法及び償却に関する事項 9. 債務保証業務の委託に関する事項	☐ (必須)	☐ (必須)
残置物処理等業務を行う場合は以下の書類もご提出ください。					
13	残置物処理等業務規程認可申請書 法第64条第1項関係	様式第17号		☐ (必須)	☐ (必須)
14	法第64条第2項(単管省令第30条第2号)に定める事項を記載した残置物処理等業務規程 法第64条第1項関係	様式第17号 (別紙2)	【記載する事項】 1. 委託者の資格 2. 残置物処理等業務の実施の方法に関する事項であつて、次に掲げる事項を含むもの ① 住宅確保要配慮者と支援法人との間で締結される契約の内容に関する事項 ② ①の契約の締結及び変更に関する事項 ③ 残置物処理等業務の実施の手順に関する事項 ④ 残置物処理等業務の委託に関する事項 3. 残置物処理等業務に関する費用の請求その他金銭の授受に関する事項 4. 残置物処理等業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項	☐ (必須)	☐ (必須)

※以下も忘れずご記入ください。

< 申請者連絡先 >

担当者:

電話番号:

メールアドレス: